

## 病床等の開設等に関する指導要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、病床に係る病院等の開設等に関して事前協議の手続きに関し必要な事項を定め、沖縄県医療計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供体制の整備を推進することを目的とする。

### （用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、医療法(昭和 23 年法律 第 205 号。以下「法」という。)、医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び医療計画に定めるところによる。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病床 法第7条第2項第4号に規定する療養病床及び同項第5号に規定する一般病床をいう。
- (2) 病院等の開設等 病院の開設若しくは病院の病床数の増加又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加をいう。ただし、法第7条第3項に規定する許可を要しない診療所の療養病床及び一般病床並びに法第30条の4第11項に規定する特例許可によるものを除く。
- (3) 開設予定者等 前号に規定する病院等の開設等の申出をしようとする者をいう。

### （開設予定者等の責務）

第3条 開設予定者等は、地域における病院等の医療の提供の役割を認識し、医療計画に基づく二次医療圏における病床の機能別整備及び図られるよう協力するとともに、この要綱に定める手続を遵守するものとする。

### （事前協議の対象とする病床及び医療圏並びに地域に必要な病床機能等）

第4条 知事は、毎年度4月1日現在における既存病床数を調査した結果、療養病床及び一般病床の既存病床が基準病床を下回ることとなる二次医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否か及び地域に必要な病床機能などについて、当該二次医療圏の医療提供体制協議会における意見を確認する。

2 知事は、前項の協議結果をとりまとめ、沖縄県医療提供体制協議会等の意見を確認し、必要と認められる場合には事前協議の対象とすることとして決定し、沖縄県医療審議会へ報告する。

### （事前協議の申出）

第5条 開設予定者等は、法に基づく病院等の許可を申請する場合には、事前に病院等開設

等事前協議書（別紙様式。以下「事前協議書」という。）を当該病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設予定地を管轄する保健所の長（以下「保健所長」という。）を経由して知事に申し出るものとする。ただし、この申出は、開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年9月末までに、工事を伴う場合においては次に定める期間内に知事に提出することができる場合に限るものとする。

- ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内
- イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通日から2年以内
- ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計で予定する期日
- エ 前3号に関わらず、知事と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

（事前協議書の申出受付期間）

第6条 前条の規定による申出の受付期間は、知事が定める期間とする。

（適用除外）

第7条 次に掲げる場合にあつては、第5条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。

- （1） 病院等の開設者の医療法人化、親族への継承等により当該病院等の開設者が変更される場合であつて、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更及び病床数の増加を伴わないとき。
- （2） 同一の医療圏において、同一開設者が病院等の開設場所を変更する場合であつて、病床数の増加を伴わないとき。
- （3） 同一の医療圏において、同一開設者が病院等間の病床数の移動（分割及び合併を除く。）を行う場合であつて、病床数の増加を伴わないとき。
- （4） 特定病床等で病院等の開設等を行おうとする場合に当該医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき。
- （5） 医療法施行規則に掲げる既存病床数の補正基準の対象であり、既存病床に含まれない病床を整備するとき。
- （6） 地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき。

（事前協議の審査）

第8条 知事は、事前協議の申出があつたときは、次の事項について審査するものとする。

- （1） 関係法令に抵触しないこと。

- (2) 医療計画との整合性があること。
- (3) 病院等の開設等の計画に確実性があること。
- 2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院等の開設等の計画が、開設予定地及び周辺地域における都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が必要と認められる場合においては、申請者に対して当該法令を所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。
- 3 第1項の規定による療養病床及び一般病床に関する審査をするときは、当該二次医療圏の医療提供体制協議会の意見を確認するものとする。
- 4 知事は、前項の意見を取りまとめ、沖縄県医療提供体制協議会の意見を確認し、その結果について沖縄県医療審議会へ報告するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による報告を行った沖縄県医療審議会での意見を踏まえ、事前協議の審査結果を決定する。

(指導)

- 第9条 知事は前条第1項の規定による審査の結果、必要と認めるときは、開設予定者等に対し病院等の開設等に係る計画の変更、中止等の指導を行うものとする。
- 2 知事は、前項の申請者に対して、医療法第7条第5項及び第6項並びに第7条の2第3項（同法第30条の12の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定を準用し、必要な措置をとることができる。

(事前協議結果の通知)

- 第10条 知事は事前協議が終了したときは、その結果を申請者に対し、事前協議申出書を提出した保健所長を経由して通知するものとする。

(事前協議終了後の取扱い)

- 第11条 事前協議の終了後においてもない既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次医療圏がある場合には、第4条の規定を準用する。

(承認の取消し)

- 第12条 知事は開設予定者等が正当な理由がなく第5条で規定する期日までに病院等の開設等の許可申請書の提出をすることができない場合は、当該承認を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により病院の開設等の計画の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ、被承認者に弁明の機会を付与しなければならない。

(その他の事項)

- 第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。